

## 育児サポート事業の活動中における個人情報の一時紛失について

本会が港区から受託している育児サポート事業(以下「子むすび」という。)において、協力会員が活動に向かう際に、個人情報が記載された「事前打合せ票(写し)」を一時紛失する事案が生じました。

「事前打合せ票(写し)」には、利用会員1名の個人情報(利用会員番号、氏名、住所、連絡先)、利用会員の緊急連絡先(2名の氏名、連絡先)、サポートが必要な子ども1名の個人情報(氏名、生年月日、保育施設名、サポート内容)及び協力会員1名の個人情報(協力会員番号、氏名、連絡先)が記載してありました。

利用会員へ状況を説明するとともに、委託元である港区に報告し再発防止に向け、個人情報の取扱いについて改善を図りました。

### 1 経緯等

令和5年5月24日(水)、子むすびの協力会員が、自宅から活動先に向かう際に、手提げかばんに入れていた「事前打合せ票(写し)」を紛失していることを活動先に到着したときに気付きました。その後すぐに警察署から本会に「事前打合せ票(写し)」が落し物として届いた旨の連絡が入りました。

5月25日(木)、本会は、港区に報告し、警察署から当該「事前打合せ票(写し)」を回収するとともに、利用会員に状況を説明し、謝罪いたしました。

### 2 原因

協力会員用マニュアルでは、「事前打合せ票」の写しの作成及び活動に持参することを明確には禁止していません。当該協力会員は携帯電話を所持していないこと、また、本件に関しては利用会員のお子さんを施設に迎えに行くにあたり活動証明として提示できるように配慮して持参していました。

その際、活動開始時間が迫っていたこともあり慌てており、ファスナーの付いていない手提げかばんに「事前打合せ票(写し)」をそのまま入れてしまい、移動中に落としてしまったものと思われる。

### 3 再発防止策

本会では、今後このような事故を起こさないように、当該協力会員に対して、「事前打合せ票」の写しは作成しないこと、活動には持参せず自宅で保管することを徹底するとともに、子むすびに登録している全協力会員に向けて「事前打合せ票」の取扱い方について研修等を通じて徹底いたします。

この度は、利用会員に多大なご迷惑をおかけしてしまったこと及び港区が実施している子むすびの信頼を失ってしまったことに対しお詫び申し上げます。

今後、再発防止を徹底するとともに、区民の皆様の信頼回復に努めます。